**セッション「ルソー論の現在―『ルソー論集―ルソーを知る、ルソーから知る』を読む」**

**報告者　: 荒井智行(南山大学)・杉田孝夫(お茶の水女子大学名誉教授)**

**討論者　: 関口佐紀(早稲田大学)・鳴子博子(中央大学)**

**司会　　: 中澤信彦(関西大学)**

**世話人　: 鳴子博子**

**《趣旨説明》**

**本セッションは永見文雄・小野潮・鳴子博子編著『ルソー論集―ルソーを知る、ルソーから知る』(中央大学出版部、2021年)の合評会である。同書は2012年の「ジャン=ジャック・ルソー生誕300周年記念国際シンポジウム」を準備すべく永見文雄・三浦信孝両教授(当時)を中心に立ち上げられ、内外の研究者を招いて数多くの公開研究会を開催し、ルソー研究の一拠点として活動してきた中央大学人文科学研究所の共同研究チーム「ルソー研究」の10年間を締括り刊行された。セッションはこの間、ルソー研究にどのような変化、進展がみられたのか振り返る試みでもあるが、むしろルソー研究から少し距離のある領域の、いわば外部の眼から同書がどう読まれたのか論評していただくべく、スコットランド経済研究の荒井智行会員とドイツ哲学・政治研究の杉田孝夫会員に論評をお願いした。同書は、(第一部)『エミール』論考・(第二部)道徳・感覚・感情論考・(第三部)政治論考の全13章で構成され、その内容は文学・教育・哲学・歴史・政治と多岐に渡るが、セッションは時間的制約もあって(第三部)政治論考に限定し、さらに論評の範囲も9-11章と13章に絞り込むことになったため、討論者の上記2名に加えて橋詰かすみ会員、西川純子非会員にもリプライに加わってもらった。日曜午後のセッションは参加者31人に恵まれた。Zoom開催の本セッションを無事終えることができたのは、司会の中澤信彦会員の的確な進行による。**

**※セッションでは9-11章に対する荒井報告、13章に対する杉田報告、リプライは橋詰・西川・関口・鳴子の順で行ったが、読みやすさの観点から報告者の各章への報告の後にそれぞれのリプライを置いた。その後の質疑応答を含め、質問は主なものに絞り再編集して記録させていただいた。**

**《荒井報告①》第9章〈「政治的受容」とは何か―『社会契約論』刊行直後のジュネーヴから―(橋詰かすみ)〉**

**(概要)『社会契約論』はルソーの祖国ジュネーヴ共和国において刊行直後から 「政治的に受容」されていた。ジュネーヴ人たちは、ルソーをいかに捉え、いかに自己の言説に取り入れたのか。彼らが執筆した書簡と公文書を一次資料として多く用いながら「政治的受容」を検討、ルソーの支持者も敵対者も、自らにとって都合の良い箇所を 取捨選択して『社会契約論』を利用していた点を明らかにしている。ジュネーヴ共和国との関連で、ルソーの「政治的受容」のあり方の複雑な意味を明らかにしている。**

**(質問)ジュネーヴ共和国では、意見派も拒絶派においても現体制の諸問題との比較でルソーの理論を都合よく解釈してしまったことから、彼ら以外の同国の思想家たちなども『社会契約論』の全体像の論点の重要性を見失ってしまったのではないかという印象を受けるが、『社会契約論』刊行後のルソーの政治思想の受容のあり方（影響関係等）をどのように考えればよいのか。**

**《橋詰リプライ》**

**「『社会契約論』の全体像の論点の重要性」という言葉から、報告者には『社会契約論』の正しい読み方や解釈が存在するとの想定があるように見える。しかし本研究では、受容のあり方を捉えるために、そうしたものを設定していない。18世紀中葉のジュネーヴで『社会契約論』は『山からの手紙』の影響もあり、党派的な作品と捉えられていたが、1782年頃には『社会契約論』は一般的、抽象的な理論書とみられるようになったのではないか。1792年にジュネーヴ革命が起こると『社会契約論』はフランス革命の教科書として称えるような言説が生まれる一方、ピエール・プレヴォはフランス革命を称賛する人々を牽制するために、『社会契約論』からジュネーヴの状況に関連する箇所を引用し、理論書として利用していた。**

**《荒井報告②》第10章〈ジャン=ジャック・ルソー『社会契約論』における「統治(gouvernement)」「習俗(mœurs)」「世論(opinion publique)」(西川純子)〉**

**(概要)筆者は『社会契約論』の「社会契約」説や主権理論においては十分に扱われていないとして、「習俗」と「世論」概念を中心にルソーの「社会契約」説を支える 「統治作用」の言説を探究している。 ルソーにおける「習俗」は 『社会契約論』において、他の法を支えるという重要な役目を付与され「第四の法」と称され、『ダランベールへの手紙』では 「習俗」は 「一般意志」ではなく「世論」すなわち 「他者の意見」から生まれるとされる。**

**(質問)『社会契約論』において統治は習俗といかに関連しているのか、また統治は習俗とともに美徳とも関連しているのか。**

**《西川リプライ》**

**『社会契約論』には一般意志を原則とする政治体の設立という主題と表裏一体をなす、一般意志と特殊意志の乖離というアポリアをいかに解決するかというもう一つのテーマがある。習俗は社会契約によって生まれた政治体を支える不可欠の要素であり、良き習俗の醸成を図るものは法制度ではなく統治作用である。(この解釈は第11章の関口論文の立場とは異なっている。)　習俗と美徳の関係については、*Discours sur l’économie poltique*中に、徳とは一般意志と特殊意志の一致であるとの言説があるように、習俗と美徳は密接な関係を持つと考えられる。**

**《荒井報告③》第11章〈国民から人民へ―ルソーにおけるキャラクテール・ナショナルをめぐる考察― (関口佐紀)〉**

**(概要)筆者は「キャラクテール・ナショナル」の 18世紀における用法に着目し、ルソーや同時代の政治思想、とりわけ彼らの制度論 において、各国民や民族に固有の性格を強調することがどのような意義と効果を持つのかを探究している。ルソーの独創性は諸国民のキャラクテール・ナショナルを文化や制度の多様性の単なる原因とみなすのではなく、統治形態の選択や立法における指標に位置づけた点に存すると筆者は述べる。本章の主眼は、ルソーが各国家の政治的状況や他国との関係を考慮して 設計された政治制度を通じて各国民を共和主義的な理想を体現する人民として涵養することを意図していたと論じた点にある。**

**(質問)質問1、演劇の一般的な効果はキャラクテール・ナショナルを強化するのか。質問2、キャラクテール・ナショナルの具体的な中身は、pitiéや人間愛との関係でどのように捉えられるのか。質問3、ルソーの政治制度の設計において、キャラクテール・ナショナルを入れ込むことで、個人の自由で独立的な思考へと導くことは可能か。質問4、人口との関連についてはどうか。**

**《関口リプライ》**

**質問1については、人民の団結を促すために演劇の効果を利用するといった発想につながらず、ルソーにおいては演劇よりもむしろ祝祭の方が重要だ。質問2について。キャラクテール・ナショナルに基づいて設立された制度は市民の徳と祖国愛を醸成する。ルソーにおいて人間愛と祖国愛は対立するが、キャラクテール・ナショナルは人間愛よりも祖国愛の醸成に関わる。pitiéとキャラクテール・ナショナルの関係については*Discours sur l’économie poltique*の検討が必要である。質問3については、キャラクテール・ナショナルは人民を単位としているので、自由かつ自立した人民の涵養において重要な役割を果たすとしても、「個人の自由で独立的な思考へと導く」とまではいえないのではないか。質問4。キャラクテール・ナショナルに基づいて設計された制度の結果は人口増をもたらす。人口増は良い統治の指標であるとしても、侵略・征服を促進するものではなく、ルソーにはヨーロッパにおける連合confédérationへのまなざしがある(『サンピエール師の永久平和論抜粋』)。**

**《杉田報告》第13章〈九月虐殺とルソーの戦争状態論―ヘーゲルの市民社会論をもう一つの参照点として―(鳴子博子)〉**

**(概要)筆者は仮説「へーゲルによる市民社会の国家からの峻別と国家の役割の強調は、フランス革命という歴史的現実から得た知見を、ルソーを媒介にしつつ摂取し、三〇年という時間の中で発酵させ、得られた到達点であり、市民社会の調和・秩序的側面に対して、矛盾・対立する分裂的側面をヘーゲルが自覚する理論的出発点は9月虐殺にある」を立て、**

**1792年9月の虐殺事件に焦点を宛てて、ルソーの戦争状態論とヘーゲルのフランス革命批判とを重ね合わせてみると、何が見えてくるのかという解釈枠組みを提示し、「ヘーゲルの市民社会論」の登場理由を読み解こうとしている。**

**(論評)ヘーゲルは、市民社会に、スミス的な「見えざる手」のもとになる体系（市場）という秩序的側面と個別的欲求の無限追求・普遍化の結果という矛盾・分裂といった両面を見て、諸身分の陶冶教養（理論的・実践的）に人倫の回復を期待している。行政（Polizei＝治安・警察）と司法と職業団体(Korporation＝利福)による人倫の形成と言えないだろうか。ヘーゲルは、少なくても89年から91年憲法の制定までの革命の原理は肯定しており、立憲君主制の枠の中での共和制を支持していたのではないか。92年8月10日の王権停止以後の過激化した政治過程は、ヘーゲルにとっては「理性を欠いた抽象的観念」の暴挙の連鎖でしかなく、「9月虐殺」を「抽象的諸観念が暴力となって現れる起点」とみるのは正当であろう。理念の実現をいかに穏やかに遂行するかがドイツ知識人の課題であった。その点ではカントもフィヒテもヘーゲルも同じ路線であったといえる。君主制の元での共和制の可能性が模索されるゆえんである。「正義の問題は良心に直結している」（鳴子）とはいえ、良心の主観性から正義をどのようにして守るのか、善あるいは正を即自的かつ対自的なものとして自己内還帰させることによってであり、良心の主観の暴走を抑制し、客観化することによってであるといえる。ヘーゲルはこうした「真実の良心」から、そのような内容を欠いた良心を「形式的良心」として批判し区別した。「形式的良心」はドイツロマン主義の主観主義に対する批判であり、その意味ではルソーのロマン的契機に対する批判になると考えられるが、ルソーの一般意志の形成の示唆は、ヘーゲルにおいては「一般性」、「普遍性」、という概念のうちに生きているのではないだろうか。**

**(質問)ルソーとヘーゲルの交差点はどこにあるか、論点１として「良心」の捉え方の違い、論点２として「自然状態」に対するルソーとヘーゲルの見方の違い（「文明化」に対する両者の見方の違い）はどうか。三点目。ヘーゲルの「市民社会」の理解について「対立する分裂態を市民社会に固着させ、理性や洞察力を欠くとされた多数の者たちを国家運営に参画させず、市民社会に押し込めた」(鳴子p.354-355)とはどのようなコンテクストにおいて言えることなのか。**

**《鳴子リプライ》**

**論点1について。§139 の引用のみで、ヘ―ゲルの良心の二区分に言及、説明がなされていない不備があったのは指摘の通りである。この二区分を押さえつつ、両者の良心観の違いを明示すれば、ヘーゲルの道徳・人倫の理論との対比がより鮮明になり、ルソーの人間性善説、自由と自己完成能力とを動因とする動態的道徳論の特徴も明快に提示できたはずである。ルソーの良心に二区分はなく、良心は文字通りよき感情であり、生得感情である憐みの情とは異なって理性の発達を待って発現する感情である。論点2について。ルソーにおいては、社会のなかで人間は自然的善性を失うが、自己完成能力によって悪を克服することのできる個を信じる。誤りやすい理性が覚醒した良心によって導かれ、理性が自尊心(利己心) に引きずられる状態を克服できると考えるからである。寡頭支配に陥る人間の権威を否定するため中間団体は信じない。他方、ヘーゲルは個を信じ切らず、倫理性を担保するのは団体であり、人倫の形成が重要である。その底流にあるのは人間性善説の対極にある原罪観(プロテスタンティズム) であろう。三点目について。フランスの91年のル・シャプリエ法(同業組合禁止法)は、ルソー的視座からは「富者の正義」の法であり、「巧妙な簒奪」を推し進めるものである。九月虐殺の時期、国内は経済的自由と生存権とがせめぎ合う激化した戦争状態が始まっていた。大ブルジョワジーによる穀物の投機、退蔵が横行し、穀物価格の高騰、穀物不足が深刻化して農民一揆、民衆暴動が頻発していた。ヘーゲルの市民社会の分裂態の発見は、 産業革命の進展したイギリスの経済社会の矛盾の観察からだけでなく、むしろ特に王政廃止後 のモノをめぐって争い合う社会の分裂、分断から学んだ結果ではないか。ヘーゲルの職業団体論はル・シャプリエ法を発出したフランスの現実を踏まえて反転構想されたのではないか。ルソー的視座からは、ヘーゲルの構想によっては「巧妙な簒奪」を是正し、「人間の正義」 を実現できるとは考えられないのではなかろうか。**

**《質疑応答》**

**質疑応答では、まず、平石耕会員から、鳴子などに対し、現在のルソー研究はこれまでの内外のルソー研究を、特に福田歓一・堀尾輝久の研究をどのように位置づけ、どのような新しさを生み出そうとしているのかとの質問が出された。鳴子は若い世代のルソー研究者は、東大に限らず京大グループなどが牽引し高い水準にあった日本のこれまでのルソー研究の蓄積には残念ながら余り学んでいないのではないか、彼ら彼女らはベルナルディをはじめとするフランスの新しいルソー研究に向き合う姿勢が強いように思うと答え、関口会員はフランスのジャン=ジャック・ルソーグループのテクスト編纂作業、新解釈と向き合い、それを乗り越えてゆくことを目指していると回答した。次いで、後藤浩子会員から鳴子に対して、ルソーから見ると、9月虐殺以後の戦争状態から何が起こってどのように一般意志が形成されたのかという問いが出された。 それに対して、問題となるのは、94年6月の最高存在の祭典の意味、位置づけである。現在、92年、93年と順を追って進めている研究の途上にあるが、分析の焦点は、年ごとに質的転化を見せる7月14日の全国連盟祭にある。それは立法集会とは言えないが、全国から集結した人々の意志が表出する定期集会とは言えるからだと回答した。さらに、かつて『精神現象学』を研究し、同書でのヘーゲルのフランス革命観に馴染んできた後藤会員から、(晩年の『法の哲学』のヘーゲルから捉える鳴子に対して)若き日のヘーゲルの問題意識を汲み取らないとヘーゲルがかわいそうとの感想が吐露された。この後藤会員のコメントは、杉田会員の、ヘーゲルの概念のうちに生きているルソーという捉え方(ルソーとヘーゲルとを対立させる捉え方への違和感)とも重なっているように思われる。**